

産業構造審議会 通商・貿易分科会 特殊貿易措置小委員会（第33回）

議事録

日時：令和6年1月31日（水曜日）14時00分～15時00分

場所：Web会議

【議題】

議題1．小委員長の互選について

議題2．中華人民共和国産電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長について

【議事録】

○曾根特殊関税等調査室長　それでは、定刻となりましたので、ただいまより第33回産業構造審議会通商・貿易分科会特殊貿易措置小委員会を開催させていただきます。

本日は、御多忙のところ御参集いただきまして、どうもありがとうございます。

本日は、臨時委員15名のうち、現時点で13名の方に御出席いただいております。もう少し時間がたつと更にいらっしゃるかもしれませんが、現時点で既に定足数を満たしておりますので、その旨、御報告いたします。

まず、川瀬先生がこれまで小委員長をやっていたいただきましたけれども、前回で御退任されていますので、新たに小委員長が選出されるまでの間、司会進行につきまして、私、特殊関税等調査室長の曾根が担当させていただきます。よろしく申し上げます。

本日の小委員会は15時までを予定しております。また本日の会議及び議事録は公開することとしておりますので、併せてよろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、新任の委員を御紹介させていただきます。5名の委員が新たに任命されております。

法政大学法学部教授・青柳由香委員、神戸大学大学院法学研究科教授・川島富士雄委員、東レ株式会社経営企画室産業政策・調査グループ担当部長・田村敦彦委員、学習院大学経済学部教授・渡邊真理子委員、一般社団法人日本化学工業協会国際業務部部長・渡邊芳樹委員です。

それでは、青柳委員から順に一言ずつ御挨拶をお願いできますでしょうか。

○青柳委員　　こんにちは。法政大学の青柳でございます。

微力ですが、努めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○曾根特殊関税等調査室長　　川島委員、お願いできますでしょうか。

○川島委員　　神戸大学・川島と申します。

国際経済法を専攻しております。貿易救済判例研究会という研究会を共同幹事として運営しておりまして、今回の御指名もそういった背景の下ではないかと思えます。こちらでの検討に貢献できるよう頑張ります。よろしくようお願いいたします。

○曾根特殊関税等調査室長　　田村委員、お願いします。

○田村委員　　私、東レ株式会社経営企画室に所属します田村と申します。

日本化学繊維協会の鍵山氏が長きにわたってこの小委員会をやっていたのですけれども、推挙を受けまして、私が担当させていただきます。先週、1月18日付になるのですけれども、日本繊維産業連盟の常任幹事に就任しています。

過去、営業も担当したことがありまして、数少ないアンチダンピングの中でポリエステルステープルファイバーを台湾とか韓国に打ったのですけれども、主担当ではなかったのですが、当時一部の担当、そしてその延長、再々延長のときに携わった経験があります。

以上です。よろしくお願いします。

○曾根特殊関税等調査室長　　ありがとうございます。

渡邊真理子委員が今ちょっといらっしゃいませんが、後ほどいらっしゃるかもしれません。渡邊芳樹委員、お願いします。

○渡邊（芳）委員　　日本化学工業協会の渡邊と申します。よろしくお願い申し上げます。

化学工業協会というところでして、私の出向元は住友化学というところでありまして、国際的な業務というところで、営業をやったり、国際物流面でやっておりまして、国際面ではいろいろな仕事をやっておりますので、そのときの経験を少しでも生かして、貢献したいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○曾根特殊関税等調査室長　　どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、事務局を代表いたしまして、福永貿易経済協力局長から一言御挨拶をお願い申し上げます。

○福永貿易経済協力局長　　ありがとうございます。福永でございます。

本日は、お忙しい中、各方面の方々に御出席賜り、また日頃より経済産業行政に御協力

を賜り、厚く御礼を申し上げます。

先ほども一部の方から御紹介がありましたが、世界各国でまさに貿易救済措置が活用され、私自身もブリュッセルという町に駐在しているときに、EUというトレードディフェンスの世界で日本が措置を打たれたこともあって、関与していたこともありまして、そういった措置をしっかりと活用していくことが大事ななと思っている立場の人間でございます。

ただ、我が国の調査件数はまだまだ発展途上というところでございますので、今後とも経済産業省として、引き続き、世界の特殊関税をめぐる動向を注視しながら、まさにここに参加されているような産業界や有識者の皆様のお知恵もいただきながら、調査に関する知見の蓄積を行いつつ、産業界の皆様に対するサポートを行ってまいりたいと思っております。まさにこういった貿易救済措置の利活用促進に向けては、こうした皆様方のようなコミュニティーの活動が非常に重要だと思っておりますので、御協力いただければと思います。

さて、本日は、中国産の電解二酸化マンガンに関するアンチダンピング関税の課税期間延長に関する調査結果について御報告をさせていただきます。今回の調査では、過去の課税措置もあって、国内産業を取り巻く状況について改善が見られていると承知しておりますが、ダンピング輸入及び当該輸入による国内産業への損害が課税期間終了後に再発するおそれがあるということで事実認定を行いました。委員の皆様方の、改めて様々な御意見を賜りまして、我が国の貿易救済措置制度をよりよいものにしていきたいと考えておりますので、本日、何とぞ活発な議論をよろしくお願いできればと思います。ありがとうございます。

○曾根特殊関税等調査室長　　どうもありがとうございました。

それでは、最初の議題としまして、小委員長を選出を行いたいと考えております。産業構造審議会の運営規程というのがございまして、第13条の第3項におきまして、小委員会の委員長の選出については、委員の互選によるものとされております。小委員長をお願いすべき方について、どなたか御意見等ございましたら、お願いいたします。それでは、三石委員から手が挙がっておりますので、お願いいたします。

○三石委員　　宮城大学の三石です。

今回のこの小委員会の委員長につきましては、御専門の国際法だけではなくて、この委員会の委員としての経験も長くて、知見も豊富な東京大学の中谷先生が適任ではないかと思っております。

○曾根特殊関税等調査室長　　どうもありがとうございます。そのほかの方から特に御発言がないようであれば、今、三石委員から御意見ございました中谷先生にお願いするということにつきまして、皆様、御異議等ございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

どうもありがとうございます。それでは、特に御異論がないようですので、皆様の互選によりまして、中谷委員が小委員長ということで選出されました。

中谷委員長、もしよろしければ、一言御挨拶いただきまして、その後の議事進行をお願いできればと思います。お願いします。

○中谷小委員長　　中谷でございます。

私は川瀬前委員長のように才気煥発ではなく、また十分な知見もございませんが、皆様の御協力をいただきまして、何とかお役目を果たしていきたいと存じます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○中谷小委員長　　それでは、次の議題に移らせていただければと思います。中華人民共和国産の電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長について、曾根室長から御説明をいただければと思います。

なお、委員の皆様におかれましては、説明中は適宜カメラをオフにさせていただいて結構です。

では、よろしく願いいたします。

○曾根特殊関税等調査室長　　どうもありがとうございます。それでは、資料2—1につきまして御説明をさせていただければと思います。

タイトルでございますように、中華人民共和国産の電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する御審議ということになります。

最初に、調査の概要というページですけれども、現在、中華人民共和国産の電解二酸化マンガンに対しまして、不当廉売関税を課税しているところです。不当廉売関税率は34.3%から46.5%の範囲で各社にかかっています。課税期間は平成20年の9月から始まっているものなのですけれども、その後、累次延長を重ねまして、今度の期限が令和6年2月29日となっています。

令和5年、昨年1月に東ソー日向株式会社と東ソー株式会社から中国産EMD、電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長の申請がございまして、同年の3月から調査を開始しております。

調査対象貨物なのですけれども、電解二酸化マンガンというのはどういうものかということですが、外観としましては、こちらの中央の写真にあるような灰黒色の粉末になっております。主な用途なのですけれども、典型的には皆さんが日々御覧になるような乾電池の正極材に使われているところです。アルカリ電池ですとかマンガン電池といったものによく使われています。

調査内容なのですけれども、関税定率法に延長調査の場合の要件について定められておりまして、以下の2点を中心に見ることになります。

まず1つは、ダンピングが継続し、または再発するおそれ。それから、2点目としまして、それによる日本産業への損害が継続し、または再発するおそれというものを見ることになります。

それぞれの点につきまして、調査対象期間は、調査開始前の直近1年間と5年間となっております。

次のページなのですけれども、電解二酸化マンガン産業の現状を御紹介しています。まず、EMDの主要用途としましては、基本的には一次電池、アルカリ乾電池ですとかマンガン乾電池、あるいはリチウム電池の正極材となっております。そうしたものは幅広い電子機器に使われておりまして、ほかの物質での代替というのも困難ですので、EMDは重要な基幹部材の1つと考えております。

特にアルカリ乾電池ですとかマンガン乾電池などにつきましては、災害用の物資としても非常に重要であるところでありまして、大規模な災害発生リスクが高いと言われる日本におきましては、こうした物資を国内で生産、供給可能な体制を構築することは必要不可欠だと考えております。したがって、原料であるEMDにつきましても、国内生産拠点の維持が非常に重要だと考えております。

リチウムイオン二次電池の正極材料にコバルトやニッケルも使用されることがあるのですけれども、サプライチェーン上のリスクが高いということもありまして、近年はそれらを使用しない材料が注目されておりまして、EMDの活用可能性も着目されています。今後、国内電池メーカーの需要に対応するために、引き続き、国内生産拠点を維持することが重要と考えております。

本邦の産業につきましては、中国産EMDの輸入が減少、あるいは停止をほぼしておりまして、そうした中で改善が見られております。一方で、直近ではエネルギー及び原料価格の高騰等の競争環境の変化がございました。中国産EMDの価格を引き合いに出された

りして、一定程度しかそうしたコストの上昇部分を国内販売価格に転嫁しにくいというような状況もあったと聞いております。

まとめとしまして、産業的な観点からいいますと、課税期間の延長による産業保護の必要性があると書いております。ただ、こちらのページは私どもの調査そのものとは関係が直接ありません。産業的な観点として一応御紹介させていただきました。

では、私どもの調査の内容について、御紹介したいと思います。こちらは、先ほど申しましたように、令和5年の1月に延長の申請が本邦産業の利害関係者からございまして、同年の3月から調査を開始しております。その後、財務省と経済産業省のほうで調査を進めてございまして、令和5年の11月に重要事実の開示を利害関係者に対して行っております。それに対する利害関係者からの意見の表明等を受けまして、2日前の今年の令和6年1月29日に、関税・外国為替等審議会が財務省にありまして、そちらで課税の延長に関する諮問が行われ、課税延長すべしという答申がなされたところであります。今後の予定としまして、課税政令の閣議決定ですとか公布をシームレスに行っていきたいと考えてございまして、延長の期間は5年間と考えております。

それでは、ここからは調査の具体的な中身について御紹介させていただきます。下の青線の枠囲いの箱なのですけれども、(1)、(2)と書いてありますが、まず(1)から御紹介します。

(1)は、ダンピングの再発のおそれについて分析したものでございます。調査対象期間において、直近1年間ぐらいの期間におきまして、中国産EMDの輸入は日本においては停止をしたと認められる一方で、中国から第三国への輸出価格を見ますと、それは中国における正常価格よりも低いということが認められまして、したがって、ダンピングマージンがある。数値としては、こちらの注2のところに書いてありますように、39.26%と計算が出ておりますので、ダンピングの再発のおそれがあるのではないかとということを試算しております。

それから、(2)なのですけれども、ダンピングによる国内産業への損害の再発のおそれについて御紹介したものです。何点か観点があるのですけれども、まず1つ目としまして、中国の供給者には相当程度の余剰生産能力があるということでございます。また、そうした余剰生産能力は今後将来にわたっても拡大が見込まれております。他方で、中国における余剰生産能力を全て吸収できるような市場があるかといいますと、中国国内の市場ですとか海外市場を見渡しても、そういったものはなかなか存在しないのかなと分析しており

ます。加えて、課税期間満了後に、調査対象貨物の輸入や購入や販売の再開をする可能性がありますと回答する輸入者ですとか、調査対象貨物の流入を予想している産業上の使用者が現に調査において確認できたところです。

さらに分析の中を深掘り、データも含めて見ていきたいのですけれども、(1)で書いていますが、まず前提としまして、本邦産業の状況を御紹介しています。それに対応するデータが右側の表に書いています。基本的には平成29年度からの推移を示しているのですけれども、見方としましては、平成29年度の数値を100とした時、その後の推移を割合で表記をしています。

その上で、(1)の本邦産業の状況の1つ目のポツですけれども、現行の不当廉売関税措置の効果もあって、中国製品の輸入量は大幅に減少、あるいは足元でほぼ停止しているという状況にあります。そうした中、本邦製品、国内製品の売上高、営業利益につきましては増加をしております、一定の改善効果があったのではないかと見ています。

他方で、本邦産業は、調査対象期間の5年間の間で、顧客から中国製品を輸入した場合の価格を引き合いに出されるなどして、交渉がなかなか難しかったようなこともあったりしたようであります、また製造原価率について見てみますと、電力及び燃料費の価格が、直近、特に3年間程度見ますと、上昇したということによって悪化しているところがあります。

(2)の損害が再発するおそれに関するデータについて御紹介しますと、こちらの表に示していますのは、本邦製品の国内販売価格と中国製品の第三国への輸出価格を比べたものを最初の2行に御紹介しています。レンジ表記で少し分かりにくいのですけれども、個社情報を守るという観点から御理解いただければと思います。調査対象期間の5年間におきまして、中国製品の第三国輸出価格を見ますと、令和4年を除きまして、本邦製品の価格を下回っているという状況が続いておりました。

令和4年におきましては、中国製品の第三国輸出価格が上昇しましたが、その要因としまして、私どもの分析では、中国の供給者が稼働率を下げまして生産調整を行った結果だと考えております。そのため、需要に応じた供給がされない状態が生じたためと分析しています。

中国の供給者としては、余剰生産能力の吸収先を探さざるを得ない状況にはありますので、課税期間の満了後、輸出が容易になった場合には、日本の市場に対して、工場の稼働率を上げて、本邦製品の価格を下回る価格で輸出を再開する可能性が高いのではないかと

思っております。

最後のポツですけれども、本邦の市場は乾電池の需要を中心としたものですので、著しく電解二酸化マンガン産業の国内における市場が拡大するとはなかなか見込まれないという中で、取引においてはやはり価格がかなり重視されるということがございます。中国産品が本邦産品を下回る価格で輸入された場合には、本邦産業としましては、中国産品との競争になかなか勝つことが難しく、販売量の減少によって利益が減少するということが起き得ると言えまして、事業の継続が危うくなる可能性も否定できないと考えております。

こうした事実認定というか、私どもの分析内容につきまして、重要事実の開示という法律上のプロセスを踏んでおります。昨年、令和5年11月27日に、全ての利害関係者に対しまして、最終決定の基礎となる重要な事実と、こうした課税の延長の方針等について通知しております。

他方で、こちらの最初のボックスに書いてあるように、重要事実の開示に対する利害関係者の反論としましては、特段の反論はなかったところであります。

そうしたこともありますので、調査により得られた結論としましては、ダンピング課税が仮に停止する、期間を満了して撤廃されれば、ダンピングの再発のおそれがあり、それによりまた国内産業が損害を受けるおそれもあると結論づけています。

決定としましては、中国産EMDに対する不当廉売関税につきまして、課税期間を延長することが適当ではないかと考えております。期間としましては、5年間を延長と考えておりまして、制度上、不当廉売関税率については、現行どおりの税率で延長するということを考えております。

以上です。

○中谷小委員長　　どうもありがとうございました。それでは、これより質疑に移りたいと存じます。皆様、カメラをオンにいただければと存じます。ただいまの御説明につきまして、質問またはコメントがございましたら、お願いいたします。御発言のある委員の方は、Teamsの手を挙げるという機能で発言の意思表示をしていただければと存じます。いかがでございましょうか。中谷委員、お願いいたします。

○中谷委員　　電機・電子業界のJ E I T Aの通商委員会を務めている中谷と申します。聞こえていますでしょうか。

○中谷小委員長　　はい、聞こえております。

○中谷委員　　まさに電機・電子業界にとっても、バッテリーに関しましては重要な物資

だと思っております。バッテリー等に関しての部材ということですが、こういった製造能力を国内にしっかり維持するというようなことは、サプライチェーンの強靱化という意味で非常に重要だと思いますし、今回課税期間を延長することに対しては、非常に我々の業界にとって意味があると思っております。

以上です。

○中谷小委員長　　どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでございましょうか。それでは、山之内委員、その次、川島委員、その順番でお願いいたします。山之内委員、お願いいたします。

○山之内委員　　消費生活相談員の山之内でございます。

本日の議題から少し外れるかもしれませんが、消費者の立場として1つお尋ねできたらなと思います。

今回の不当廉売関税課税措置によって、当該の産業の売上げや利益が増加をして改善が見られたということはよく分かりました。それを受けまして、我が国の産業に対するこの効果があるのかなということです。また、どういう良い影響があるのか。例えば、産業が安定すれば、欲しいときに欲しいだけ、きちんと手に入るのだという安心感も1つの良い影響だと思います。あとは、価格も安定して、少しでも安いものが手に入る、そういったことも私たちにとってメリットだと思います。

ただ、そういった情報がなかなか残念ながら私たち消費者まで下りてきていないのです。こんなに皆様が御苦労をして、御専門の方々が心を寄せて御対応していただいていることがなかなか私の周りの消費者、特に子供たちにもそれがまだ関心が非常に薄いところからすると、その効果はこんなに効果があるのだよということや、これをしないとこんなデメリットがあって、日本の産業は駄目になってしまうのだよというようなことを、私は消費者センターに勤めておりますので、啓発の何かお手伝いできたらということも思っております。ですので、本日小委員会に御参加されているいろいろなお立場の先生方や、経済産業省の御担当者の方々に、いつかその橋渡しをできればということをお思っておりますので、お伝えさせていただきました。ありがとうございます。

以上でございます。

○中谷小委員長　　どうもありがとうございます。

それでは、川島委員、お願いいたします。

○川島委員 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。今回の延長の決定については、非常に丁寧に調査をされて、ダンピングの再発のおそれと損害の再発のおそれの両方とも丁寧に認定されておりますので、決定そのものに対しては特に異存はありません。

他方で、この小委員会で過去にこの延長決定をした際も議論になったと思うのですが、電解二酸化マンガンの製造業者さんは、報告書の中にありますが、東ソーさん1社だと理解しています。その意味では、ちょっと言い方は悪いですが、国内独占企業に関してアンチダンピング税を延長することで、ずっとそれを保護しているという形になってしまっているのだと思います。ただ、そうすると、本件課税延長のデメリットがどのぐらいあるのかという、まさに今、直前に山之内委員から御発言があった辺り、そういったことも問題になりますし、他方で、先ほど中谷委員からユーザー産業と考えられるお立場からも、国内でこういった供給拠点があることが重要なのだという御発言もあったので、その辺りの検討も調査の中で含めてみるというのも1つの考え方なのかなと思いました。

ヨーロッパのアンチダンピング規則などでは、いわゆる公益条項、パブリックインタレストという条項がありまして、ヨーロッパの言い方ですと、昔はコミュニティーインタレストとか、現在はユニオンインタレスト、連合利益とか呼んでいると思いますが、今回のアンチダンピング措置が仮に独占企業を守ることになったとしても、いや、公益のほうが上回るのだという検討を課税の要件として加えて、今まさに御発言のあった、ユーザー産業さんも支持している、消費者にはそれほど悪影響はないといった辺りも含めて認定できるような仕組みにするというのも、これはあくまでも立法論ですけども、そういう可能性もあるのかなと思いました。

以上です。

○中谷小委員長 どうもありがとうございます。

他にももしございましたら、いかがでございましょうか。渡邊真理子委員、お願いいたします。

○渡邊（真）委員 すみません、まず、遅くなりましたことをお詫び申し上げます。あと、そのため、ちょっと今御説明を伺っていない形で、事前説明で頂いた知識を基にお話をさせていただきたいと思います。

結論に関しては、今回延長されるということに関して、御説明いただいた範囲、それから私の理解しているアンチダンピングの枠組みでは御賛成申し上げます。ただ、経済を専

門にしている人間として、結論はかなり先ほどの川島先生のお話に近いところがあります。

まず、やはりアンチダンピングは基本的には短期の救済措置ではないかと私は感じております。それが20年続いていること。それから、やはり最後に残った企業1社になってしまっていること。それゆえに特定の企業を保護してしまう形に結論からなってしまうところ。これに対して、そうではなくて、産業全体を活性化するというこのためには、やはりアンチダンピングプラス、経済産業省としては、産業を振興するための条件を提示する必要があると考えます。もしくは、この二酸化マンガンが国内で作られなくなってしまうことがリスクになるということだけではなく、それが新しい産業に転換していくこと、競争が生まれること、発展、なぜそこになければいけないのかということのために、特定の企業への支援になってしまっているということではなく、産業を振興するための付随的な政策を打たれるべきではないかと思えます。

これはこの委員会の議事の範囲を超えていると思いますが、政策全体から見た場合には、やはり片手落ちの政策に見えてしまうと思えてしまうところがございますので、その点に関して、この議事を超えたところになると思いますが、どの段階でどのような対応をされるおつもりか、経済産業省から御説明がある形になるといいなと思っております。

以上です。

○中谷小委員長　　どうもありがとうございます。

他の皆様からもし今の段階で御質問、コメントがあれば、お願いできればと思いますが、よろしゅうございますか。——それでは、今まで各委員から御質問、コメントいただいた点につきまして、事務局から回答をお願いできればと思います。

○曾根特殊関税等調査室長　　御意見頂戴しまして、ありがとうございました。順にお話ししたいと思います。

まず、山之内委員からお話のありましたアンチダンピング関税の消費者にとっての意味ということなのですが、価格という点については、なかなかデータとして消費者にとってこんなに良いのですよということは定量的には示しにくいところかなと思います。山之内委員のお話の中でもありましたけれども、特に今回の物資については、乾電池、人々の日常生活に結びついた物資の生産基盤を日本国内に維持するという安心というような観点があるのかなと思います。また、価格ということについても、短期的にはなかなか示しにくいところではあるのですが、一般論ですが、長期的に見ますと、やはり国内でしっかり生産基盤を維持することによって、将来価格が乱高下しても、国内でちゃん

と安定的に供給でき、価格も一定程度の枠内で収まるというような効果もやはりあるのかなというところがあるのかなと思います。

それから、広報についても御指摘いただきましたけれども、確かにアンチダンピング制度についてはなかなか一般の方に認識されていないようなところがあるのですが、できるだけ広報的な観点も含めて頑張っていきたいなと思っております。セミナーを開いたり、あるいは広告を打ってみたりといったこともやったりする中で、認識を広めていければなと思います。

それから、川島委員からお話のありました東ソー1社という独占的な企業に対して保護を講じることによってデメリットがあるのではないかということなのですが、そういった観点もあるかもしれませんが、今回の電解二酸化マンガンもそうですし、他のアンチダンピングの対象物資もそうなのですが、基本的には、典型的には中間財というか、部材関連のものが多いかと思います。そうしますと、仮に独占があったとしても、部材について保護を講じて、最終製品のところで一定の競争が維持されて、そこで独占のデメリットがある程度緩和されるというようなこともあるのかなと思います。また、対象国以外の国からの輸入はあり得ますので、そういったところでも競争が担保されて、仮に国内における生産が独占されていたとしても、そうした競争によってデメリットが緩和ないし中立化されるようなものなのではないかと思っております。

公益条項を設けてはどうかということなのですが、これはこの会議の射程の範囲外にはなってくるのですが、今回の件に即してみますと、産業上の使用者ですとか、消費者のようなユーザーの御意見も聞くようなプロセスになっておりますので、そこで一定の考慮ができる余地があるかと思っております。

渡邊委員からの御指摘について、まず、国内生産において独占している企業について保護するデメリットがあるのではないかという点については、先ほど申し上げたとおり、他の部分での競争が相当程度そのデメリットを緩和しているのではないかと思っております。また、産業政策として、関税で産業を保護するだけでなく、産業振興もやっていく必要があるのではないかということにつきましては、本日、産業所管課が同席しておりますので、そちらからお答えさせていただきたいと思っております。基本的な考え方としては、アンチダンピングによって輸入から産業を保護するということが重要だと思っているわけではなくて、やはりおっしゃるとおり、それだけだと片手落ちになってしまいますので、技術とか、市場とか、新しいものを開いていくということも必要だと思っております。そう

いった観点からの取組を御紹介させていただければと思います。お願いします。

○濱坂製造産業局素材産業課企画官 製造産業局素材産業課の濱坂と申します。

渡邊委員の御質問にありました産業政策につきまして、EMD産業を所管する立場としてお答えさせていただきたいと思っております。

このダンピングにつきまして、引き続き継続することが重要と考えました。理由は大きく分けますと2つありまして、まず、用途としまして、電池があります。こちらは乾電池などですが、震災のとき、残念ながら、本年、1月1日に能登半島地震がありました、こういった際に電池の需要は非常に高まっております。具体的には、お持ちの家電製品というのもございますし、さらにスマートフォンの充電ということで、電気が不便なところで通じる、こういったことを安定して提供するためにも、国内で守る必要があるものと考えております。

2つ目といたしまして、これはまさに渡邊委員の御指摘のとおりです。新規産業の可能性があると考えております。昨今、電気自動車の蓄電池、バッテリーについていろいろ競争が始まっているところですが、リチウムイオン電池に使われる鉱物は幾つか資源確保の観点で不安視されております。そんな中、今回、EMDのように東ソーが供給先の多角化も図っていることもあり安定的に納入可能な素材だということもありまして、今後、電気自動車の普及に向けて蓄電池の国際競争力がより求められますが、それに貢献できるようにしていきたいという方向で進めております。

以上をもちまして私からの回答とさせていただきます。

○中谷小委員長 どうもありがとうございます。猪狩部長、お願いいたします。

○猪狩貿易管理部長 貿易管理部長をしております猪狩でございます。

中谷座長、本当にありがとうございます。また、先ほどの貴重な御意見賜りまして、本当にありがとうございます。特に山之内委員から御指摘もございました、消費者にとってしっかりこのメリットというか、その効果が理解できる、そういう形での発信という点についても、是非そういう点も含めて、報告書の対外説明をしていきたいと考えております。

これは直接今回の件に関する話ではございませんけれども、御参考まででちょっと紹介したいと思ひまして、実は、昨年より中国がガリウム、ゲルマニウム、それから黒鉛の輸出管理を新たに始めておりまして、それによりまして、中国から日本への輸入が実質的に大きく減少する、こういう状況が生じてございます。こういう点につきまして、私の部局でも中国と対話をしながら、輸入が滞ることがないように、しっかり手続を進めてほしい

ということで、働きかけもしているところでございます。

また、今回の電解二酸化マンガンの例で申し上げれば、先ほどこちらの事務局からも説明させていただきましたが、電解二酸化マンガンとしても第三国からの輸入もございまして、最終製品の乾電池として日本に入ってくるものもございまして。これは消費者の皆様におかれては、安い乾電池が、いろいろ海外からの輸入も含めて、そういうものも買うこともできます。他方、液漏れとかいろいろな、寿命のことを考えて、やはりある程度国産品とか国産材料、そういう製品を御希望される消費者もあろうかと思っております。そこは材料としての管理、関税、それから製品としての輸入、様々な形で、消費者の皆様にも多様な機会をしっかりと確保していくことも大事だと思います。

また、独占についても、今、先ほど申し上げました様々な原材料の世界で、いろいろ独占もしくはオーバーキャパシティを活用した優越的地位の濫用とか経済的威圧といった話もあり得ますので、産業界、消費者の皆様への影響を見極めながら、経済安全保障の観点からもしっかり考えていきたいと思っております。

今回の電解二酸化マンガンの話はWTOに基づく手続ということで、細かいデータを含めて精査させていただきまして、WTOと関税定率法のルールに基づいて、経産省、財務省で調査した結果として御報告させていただいておりますが、御指摘のような点、今後に向けての課題もございまして、こういう点についてもしっかりと受け止めて、これからも考えていきたいと思っております。

私からのコメントは以上でございます。

○中谷小委員長　　どうもありがとうございます。

渡邊真理子委員、どうぞ、お願いします。

○渡邊（真）委員　　すみません、お時間いただいてしまって。今の点に関して、ちょっとだけ、先ほど私からの御質問がちょっと言葉足りなかったなというのを1つ感じましたので、補足させていただきますと、確かに特定の財が日本で全く生産できなくなってしまうことのリスクがあるということで、そこに保険を打つというのはもちろん重要なことだと思います。言葉のとおり、経済の安全のためには必要な措置だと思います。

ですが、一方的に国が政策で特定の1社に対して保護を与えるのであれば、その会社に対して、それなりのコミットメント、たとえば、生産性を上げてコストを下げていく、といったものを求めることも検討すべきではないでしょうか。大規模な生産能力を抱える中国からの輸入に対して、ダイレクトに1社だけで競争力を維持するのが大変なのは事実で

すけれども、一定の目標値を上げて、それなりの効率性の改善もしくは新規事業の開拓といった、特定の企業が政策を享受するということに対するコミットメントをやはり政府としては求めるべきではないかと思えます。

これは机上の空論かもしれませんが、経済学者的な議論の枠組みでは、やはり誰が受益者で、どういう効率性があるかを検討した結果、社会全体からみて非効率性が生まれるという問題が生じるのであれば、それを回避する方法はやはり必要だということになると思えます。

やはりただのコストの話だけをすると、中国から輸入するほうが消費者の利益にはなるはずで、リスクをかぶるために何らかの措置を加えるのであれば、それを解消する政策を政府は打たなければいけないのではないかと考えます。すみません、お時間いただきまして、ありがとうございます。

○中谷小委員長　　どうもありがとうございます。ただいまの渡邊委員の御指摘に関しまして、事務局から何かもしございますかしら。よろしいですか。福永局長、お願いします。

○福永貿易経済協力局長　　ありがとうございます。実は、今日、特に山之内委員から始まり、川島先生、渡邊先生、この特定案件をベースに、非常に視点の高い意見をいただいたと思っております。その上で、実はお三方がおっしゃるようなことを進めていくようなことが、まさに貿易救済措置に対する理解を深める上でも非常に重要な取組なのではないかと改めて思いましたし、だからこそ、ちょっと冒頭申し上げましたけれども、この貿易救済措置に関しての皆様のようなコミュニティーを、どうやって活動を活発にしていこうかということを考えない限りにおいては、我が国においてこの貿易救済措置の活用、特に適切で、かつ活発な、能動的な活用がなかなか難しいのかなど、個人的な経験も踏まえて感じているところでございます。

特に今論点になりましたので、申し上げれば、渡邊先生がおっしゃることに関しましては、まさに我々が不断に、実は、先ほど猪狩からは経済安全保障という言葉なども出しましたが、大きく産業政策など、あるいは対外経済政策などを取り組む中で、包括的にどういう政策ツールがいいのかということ絶えず自問自答しながら考えていかなければいけない話でございます。特に特定のものについて政策を打ったからには、単純な説明責任のみならず、実効性を上げるための具体的な政策ツールを手配していくことが必要だということも改めて指摘いただいたコメントだと思っております。コメントも踏まえまして、これは濱坂をはじめとする製造産業局の関係者及び、私ども、今、貿易経済協力局でございます

が、我々の方では、先ほど猪狩から言及もありました経済安全保障という観点からの様々なサプライチェーンの検証なども行っておりますので、そういったこととも併せまして、今直ちに、渡邊委員に関して、今回の個別ケースについて答えるということにはなりません。御指摘の点を踏まえてちゃんと対応するというので、お答えとさせていただきます。

○中谷小委員長　　どうもありがとうございます。

藤岡委員、お願いします。

○藤岡委員　　ありがとうございます。

毎回申し上げていることで、皆様方の御意見、あるいは局長、部長はじめ、皆様の御意見のとおりだと思ってお聞きしておりましたけれども、1点だけ。本件アンチダンピング措置といいますのは、部長のお話にもございましたとおり、1947年のGATT以来一貫して設けられたWTO体制の根幹に触れるものであります。そこに通底しますのは公正な貿易の確保ということであり、このような特定の取引において、本日も御紹介ございましたけれども、原価を下回るような不公正な取引は認めないということであり、言ってみますと、米国におけるシャーマン法ですとかクレイトン法であるとか、連邦取引委員会法に通底する、根底において同一の理念を持つものでございます。ある特定の独占事業者の問題は、現在の開放経済の特定において国内だけの問題ではないという現代的な意味の文脈においても、このようなWTOの考え方を改めて強調しておきたいと思っております。

以上です。

○中谷小委員長　　どうもありがとうございます。

ほかには何かございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。——どうもありがとうございました。

本日の議題は以上でございます。本日は非常に活発な御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日の小委員会の議事録につきましては、作成次第、事務局から確認をお願いさせていただきます。

それでは、本日はこれにて閉会させていただきたいと存じます。どうもありがとうございました。

——了——